

飯塚市新規就農者等支援事業補助金交付要綱(平成26年飯塚市告示第387号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市長 武井政一



新規就農者農地賃借料等支援事業	3分の2以内	1事業当たり100,000円	営農を開始した日から起算して3年以内まで申請可。最大3回を限度とする。	ア 青年等就農計画の承認通知書の写し又は新規就農に係る経営改善開始計画の承認通知書の写し イ～エ (略)	新規就農者農地賃借料等支援事業	3分の2以内	1事業当たり100,000円	営農開始年度より3年目まで申請可。最大3回を限度とする。	ア 新規就農に係る経営改善開始計画の承認通知書の写し イ～エ (略)
	農業用機械、施設等	2分の1以内	1事業当たり500,000円	営農を開始した日から起算して3年以内まで申請可。500,000円を限度とする。		農業用機械、施設等	2分の1以内	1事業当たり500,000円	営農開始年度より3年目まで申請可。500,000円を限度とする。
新規就農者機械等購入支援事業	農業用生産資材	1事業当たり300,000円	営農を開始した日から起算して3年以内まで申請可。300,000円を限度とする。	ア 青年等就農計画の承認通知書の写し又は新規就農に係る経営改善開始計画の承認通知書の写し イ～エ (略)	新規就農者機械等購入支援事業	農業用生産資材	1事業当たり300,000円	営農開始年度より3年目まで申請可。300,000円を限度とする。	ア 新規就農に係る経営改善開始計画の承認通知書の写し イ～エ (略)

(農薬・肥料・0,000円 種苗等) 2分の1以内	0,000円	から起算 して3年 以内で申 請可。1事 業者1回 を限度と する。			(農薬・肥料・0,000円 種苗等) 2分の1以内	0,000円	3年目ま で申請 可。1事業 者1回を 限度とす る。	
---------------------------------	--------	--	--	--	---------------------------------	--------	--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。